

よくある  
質問

# 雇用契約書（労働条件通知書）の 書き方で注意する点は？

# Q

7月に正社員を採用します。その際に提示する雇用契約書（労働条件通知書）の記載方法で注意する点  
はありますか？



# A



**2024年4月以降、正社員の雇用契約書（労働条件通知書）に記載すべき事項が増えました。**

具体的には、採用時の**就業場所と業務内容**が将来変わる可能性がある場合、その旨を明記することが必要となりました。そのため、採用時の条件から変更する可能性がある場合は、忘れずに記載をしましょう。

| 労働条件通知書                         |  |
|---------------------------------|--|
| ■■■■ 股                          | 2024年4月26日   |
| 事業場名称・所在地 株式会社〇〇 東京都〇〇区〇〇町1-2-3 |  |
| 使用者 氏名 代表取締役 ▲▲▲                |  |
| 契約期間                            | 期間の定めなし（2024年5月2日）   |
| 雇用区分                            | 正社員  |
| 就業の場所                           | （雇入れ直後）仙台営業所<br>（変更の範囲）会社の定める場所（テレワークを行う場所を含む）   |
| 従事すべき業務の内容                      | （雇入れ直後）事務業務および、その他の付随業務<br>（変更の範囲）会社の定める業務   |
| 就業時間                            | 就業及び就業の時刻 9時00分～18時00分（8時間）<br>休憩時間 12時00分～13時00分（60分間）  |
| 所定時間外労働の有無                      | 1 所定時間外労働（有・無）<br>2 休日労働（有・無）  |
| 休日                              | 週休2日（土曜日、日曜日、国民の祝日、会社が指定した日）   |
| 休暇                              | 年次有給休暇 就業規則に定めたとおり   |
| 賃金                              | 1 給与 月給  |
|                                 | 基本賃金 844,800 円   |
|                                 | 前払連給金 3,000 円  |
|                                 | 固定残業手当 38,825 円 時間外労働20時間分   |
|                                 | 合計 886,625 円 実賃  |
|                                 | 通勤手当 円 実賃  |
|                                 | 2 所定時間外、休日または深夜労働に対して支払われる割増賃金率<br>イ 所定時間外 25% ロ 休日 35% ハ 深夜 25%                                 |
| 3 賃金締切日＝毎月末日 賃金支払日＝翌月25日        |  |
| 4 労働協定に基づく賃金支払時の控除（有・無）         |  |
| 5 葬儀給（有・無）                      |  |
| 6 賞与（有・無）                       |  |
| 7 退職金（有・無）                      |  |
| 退職に関する事項                        | 1 定年制（有（60歳）ただし、希望者は65歳まで再雇用する。<br>2 自己都合退職の手続き（退職する30日以上前に文書により届け出ること）<br>3 解雇の事由及び手続き（就業規則による） |
| その他                             | ・退職金は、前払い退職金を毎月、支給するものとする。<br>・その他上記に定めのないものは、就業規則の定めるところによる。<br>・就業規則を確認できる場所や方法（事務所のキャビネットに備付） |

## 本採用後の就業場所と業務内容が 試用期間と異なる場合の労働条件通知書(例)

### 記入事例

#### 就業場所

（雇入れ直後）仙台営業所  
（変更の範囲）会社の定める場所（テレワークを行う場所を含む）

#### 従事すべき業務

（雇入れ直後）事務業務および、その他の付随業務  
（変更の範囲）会社の定める業務



ご相談ください



労使トラブル、助成金・給与計算で  
お困りのことがあれば、  
お気軽にお問い合わせください。